

## 厚木市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について

### 1 趣旨

近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、令和5年2月21日に総務省消防庁から対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）が公布され、令和5年10月1日から施行することに伴い、厚木市火災予防条例の一部を改正するものです。

### 2 概要

現行の火災予防条例において急速充電設備は、全出力 20 キロワットを超えるものから 200 キロワット以下と定められていますが、その出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」として扱うとともに、火災予防上必要な措置の見直しをするものです。

また、健康増進法の改正により、喫煙所である旨の標識の設置について、異なる法令で重複している状況に対応するため、所要の規定の整備を行うものです。

### 3 主な改正内容

- (1) 急速充電設備の定義について、全出力の上限が撤廃され、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であること、急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとします。（第 11 条の 2 第 1 項関係）
- (2) 急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定します。（第 11 条の 2 第 1 項関係）
- (3) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があることを明確化します。（第 11 条の 2 第 1 項第 11 号関係）
- (4) 主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととします。（第 11 条の 2 第 1 項第 16 号及び第 17 号関係）
- (5) 「喫煙所」と表示した標識について健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととします。（第 23 条関係）

#### **4 施行日**

この条例は、公布の日から施行する。(第 11 条の 2 第 1 項の改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。)

#### **5 経過措置**

現に設置され、又は設置の工事がなされている基準の適用については、従前の例によることとします。

#### **6 市民参加手続**

厚木市市民参加条例第 6 条第 7 項第 3 号 (法令で実施基準を規定) に該当するため、実施しません。

# 資料2

## 1 電気自動車等を充電する急速充電設備の基準（厚木市火災予防条例第11条の2関係）



【改正前の全出力】  
20Kwを超え200Kw以下



【改正後の全出力】  
20Kwを超えるもの(上限なし)



【改正前の  
電気自動車等の定義】  
電気を動力源とする道路  
交通法上の自動車又は  
原動機付自転車



【改正後の  
電気自動車等の定義】  
電気を動力源とする自動  
車、原動機付自転車、船  
舶、航空機その他これらに  
類するもの

## 2 電気自動車等を充電する急速充電設備の火災予防上必要な措置等 (同条第1項第各号関係)

### 改正後の主な追加基準

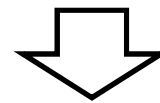
- ・急速充電設備の定義について、全出力の上限が撤廃され、電気自動車等にコネクターを用いて充電する設備であること、急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとしします。(第11条の2第1項関係)
- ・急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定します。(第11条の2第1項関係)
- ・急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があることが明確化します。(第11条の2第1項第11号関係)
- ・主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととしします。(第11条の2第1項第16号及び第17号関係)

### 3 喫煙等の基準（厚木市火災予防条例第23条関係）



（厚木市火災予防条例別表第2）  
喫煙所である旨の表示

**【改正前】**  
「喫煙所」と表示した標識の設置  
また、併せて図記号による標識を  
設けるときは別表第2に定めるも  
のと規定されている。



**【改正後】**  
健康増進法に規定する「喫煙専  
用室標識」が設置されている場合  
は設置しなくてもよいこととする。

【別表第2】

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯 及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表 示		記号は黒、斜めの帯 及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

図記号を指定していた別表第2は廃止する。

### 4 喫煙等に関する規定の見直しについて

（同条第3項、第4項関係）

#### 改正後の主な追加基準

- ・「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」、と表示した標識に併せて図記号を用いる場合は、国際標準化機構又は日本産業規格が定めたものとします。（第23条第3項関係）
- ・「喫煙所」、と表示した標識に併せて図記号を用いる場合は、国際標準化機構又は日本産業規格が定めたものとします。（第23条第4項第2号関係）
- ・図記号による標識の基準を定めていた別表第2を廃止します。